住居確保給付金　～離職等された方の就労支援を行い、その間の賃貸住宅家賃を支給する制度～

対象者

住宅を喪失した、又は賃貸住宅を喪失する恐れのある方

支給要件

主たる生計維持者が

①離職・廃業後２年以内
②個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している

就労能力：就労能力、意欲があり、ハローワークに求職申込を行う方
※ただし、自営業者の方については、ハローワーク等への求職の申込に代えて、事業再生のための活動ができる場合もあります。

収入要件：月収が　単身世帯　７．８万円
２人世帯　１１．５万円
３人世帯　１４．０万円
４人世帯　１７．５万円
５人世帯　２０．９万円
＋家賃額　以下

預貯金　：単身世帯　４６．８万円以下
２～５人世帯　６９万円～１００万円以下

その他　：離職前に主たる生計維持者であった方、暴力団員でない方、類似の給付・貸付を受けていない方が対象

給付内容

支給額　：単身世帯　３１，０００円（上限）
２人世帯　３７，０００円（上限）
３～５人世帯　４０，１００円（上限）
※収入が収入要件を超える場合は一部支給

支給期間：原則３ケ月

就職活動

- 毎月４回以上、支援員と面接・報告
- 毎月１回以上、経営相談先で職業相談
- 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組みを行う

申請前に必要な申込み事項

経営相談の申込み（自営業者等の方で経営改善を目指す方）

休業で申請される方で、その事業の経営改善を目指す場合は、経営相談先へ経営相談申込みを行う。経営相談申込み先名称を様式１－１Ａ（裏面）に記載する。

なお経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、ハローワーク等への求職申込みが必要。

新規申請時の手続き

提出書類

１．住居確保給付金申請時確認書（様式１-１Ａ）→申請者記載

２．生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式１-１）→申請者記載

※住宅を喪失するおそれのある方は

３．入居住宅に関する状況通知書（様式２-２）

　　→不動産業者、大家に記載してもらう

※住宅を喪失した方は

３´入居予定住宅に関する状況通知書（様式２-１）

　　→不動産業者、大家に記載してもらう

４．住宅確保報告書（様式５）→後日提出でもＯＫ

添付書類

１．本人確認書類（免許証、保険証等）

２．経営状況の確認書類等

　　事業実態及び経営再建を目指すことが分かる以下の①及び②の書類

　　①事業を営んでいることが分かる書類 →開業届及び直近の確定申告書の写し 等

　　②経営改善を目指すことが分かる書類 →参考様式１０「自立に向けた活動計画書」

３．収入関係書類（申請者及び同一世帯者の給料明細等）

　　住居確保給付金に関する収支状況表（個人事業者用）（参考様式９）等

４．減収前の収入関係書類

　　個人事業主においては店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類

　　発注主から発注の取消しや減少が確認できる書類

５．預貯金関係書類（申請者及び同一世帯者の金融機関の通帳の写し）

６．入居確認書類　市内で入居していることが確認できる書類 （賃貸借契約書）

※住宅を喪失した方は

７．新住所の住民票の写し→後日提出でもＯＫ（様式５に添付）

支給決定後に申請者に渡す書類

１．住居確保給付金支給決定通知書（様式７－１）

→社会福祉協議会、不動産媒介業者（大家）にも送付

２．自立に向けた活動状況報告書（参考様式１１）

※住宅を喪失した方は

３．住居確保給付金支給対象者証明書（様式３）